原賠訴訟群馬弁護団

２０１８年６月１９日（控訴審・第２回口頭弁論）

【連絡先】〒371-0844
前橋市古市町1-50-1　吉野屋ビル303　新前橋法律事務所内
［TEL］027-251-7871　［FAX］027-251-7989

本日は、群馬訴訟控訴審／第２回口頭弁論の傍聴支援、誠にありがとうございます

■裁判は１１時開廷、１０１号法廷（１階）です。

※傍聴券は、10時から第２交付所（裁判所入口横）で抽選です。10時40分締切りですので、それまでにお並び下さい。

本日提出する書面

①第5準備書面（相互保証について）/2ページ　②第6準備書面（東電の控訴理由書に対する反論等）/14ページ
③第7準備書面（他の地裁判決との損害額等の比較）/24ページ　④第8準備書面（津波の予測可能性）/196ページ
⑤第9準備書面（津波評価技術について）/33ページ　⑥第10準備書面（確率論的安全評価について）/44ページ
⑦第11準備書面（ドライサイトコンセプトについて）/11ページ　⑧第12準備書面（結果回避可能性について）/35ページ
⑨文書送付嘱託申立書（刑事裁判の記録について）　以上の書面と関係する証拠を提出し、原告弁護団が陳述します。

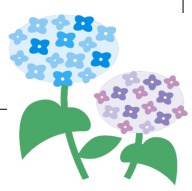

本日の弁論の内容を紹介します

（群馬弁護団）大南　至　弁護士

大南弁護士

1、今回の裁判では、関夕三郎事務局長と久保木亮介弁護士（福島・生業弁護団）がプレゼンテーションを行います。

（1）まず久保木弁護士は、国は今回の津波を予見することができたにも関わらず、何らの対策を取っていなかったことについて批判します。

・「長期評価」は高度の信頼性があるものであること

日本海溝寄りのどこでも津波地震が発生しうるとした「長期評価」は、研究者が議論を尽くし、地震学的な根拠に基づいて作成されたものであり、信頼できるものであることを述べます。

・津波評価技術への批判

国及び東電は、土木学会が策定した津波評価技術に基づく対応、すなわち「既往最大の地震・津波」の想定による対応で足りると主張しています。これに対して、原告は、国や東電が「想定される最大規模の地震・津波」に対する考慮を怠ったことについて、著しく合理性を欠くと反論します。

・「長期評価を確率論的安全評価の中に取り込んだ」との主張に対する批判

国は、川原修司氏の陳述書に基づき「長期評価の知見」を確率論的安全評価のなかに取り込むこととし、こうした国の対応は、当時の理学的・工学的知見に照らして合理的であった、と控訴審に至って初めて主張しました。これに対して、原告は、国の主張に基づく対策は、安全性向上に向けての内実を伴わないものである、つまり、実践的には何もしないことと同義である、と反論します。

（2）次に、関事務局長は、国が主張する「ドライサイトコンセプト」に基づく安全対策について、痛烈に批判します。

国は、「ドライサイトコンセプト」という用語を作り出し、防潮堤によって原発が浸水しないようにするのが当時の対策であり、それでは東日本大震災に間に合わなかったし、事故は防げなかったしと主張しています。

これに対して、関事務局長は、国が主張する「ドライサイトコンセプト」なる概念は、「ドライサイト」の本来的な意味を歪曲するまやかしに過ぎないと反論します。「ドライサイト」とは、本来的には、設計基準水位よりも高い敷地に原子力発電所を設置することを意味します。国は、原発の安全性を確保するために、防潮堤の設置だけではなく、水密化や高所配置など種々の防護策を重ねて講じなければならなかったことを指摘し、反論します。

2、原告は以上のプレゼンテーションに加えて、以下の主張をします。

（1）相互保証について

中国籍の原告にも、日本の国家賠償法の適用があることを主張します。

（2）東電の控訴理由書に対する反論

避難区域内外に関わらず自己決定権侵害があったこと、被ばくの程度等を問わずに放射線被ばくの恐怖不安にさらされない権利が保護されるべきであること、賠償が不十分であること等の反論。また、区域外避難者についても、避難を行うべきか否かの苦しい葛藤を経た上、やむなく避難を行っており、多大な精神的苦痛を被ったことを主張します。

（3） 国が適切な対策を講じていれば原発事故を防ぐことができたこと

国は、３月の裁判のプレゼンで、震災当時に想定されていた津波の規模を前提とすると、防潮堤を設置していたとしても事故を防ぐことは不可能だったと主張します。

これに対し、原告は、国や東電が「想定される最大規模の地震・津波」に対する考慮が必要であったのにこれを怠り、防潮堤設置以外にも、建屋の水密化など他の防護措置を取ることが求められていたこと、今回の津波は想定されていた津波の規模と大きく違わないことなどから、国が適切な措置を取っていれば事故は防ぐことはできたと反論します。

（4）他の地裁判決との比較

各地の判決内容と比較して、前橋地裁判決で認定された損害額が低額に過ぎ、損害額が増額されるべきであると主張します。

■裁判終了後、１時30分頃から報告集会をおこないます。　**（詳細は２面をご覧下さい）**

■裁判終了後、１時30分頃から報告集会を行います

※裁判所地下食堂などで昼食を済ませて、報告集会会場へお越し下さい。
※会場の「全日通会館」までは、徒歩で約５・６分です。
※会場までの間、案内人がおります。

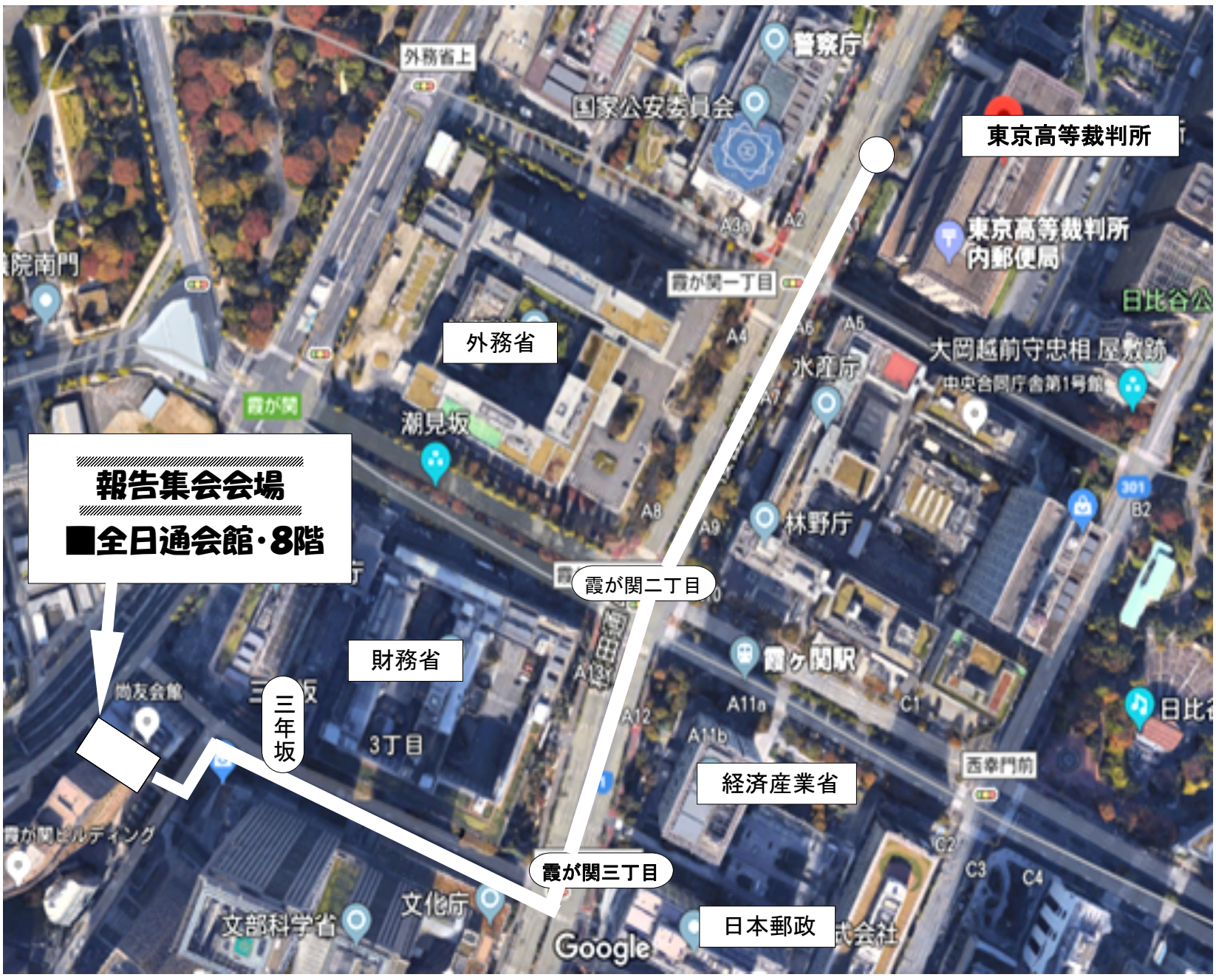

■次回（第３回口頭弁論）は１０月２日（火）

※国側申請の専門家証人が証言する予定です。時間は本日決定。

引き続きご支援をお願いいたします

≪千葉訴訟（第１陣）／控訴審・第１回口頭弁論≫
みなさんのご支援で傍聴席を一杯に！

■７月６日（金）午後２時開廷
■東京高等裁判所

※当日は傍聴券が発行されますので、早めにお越し下さい。